

令和 8 年 1 月 2 5 日執行

美里町長選挙及び美里町議会議員一般選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

美里町選挙管理委員会

目 次

【選挙費用公費負担制度の概要】	1
1 制度の概要	
2 公費負担の種類	
3 対象となる候補者	
4 公費負担の限度額	
【共通する手続等】	
1 届出等	2
（1）有償契約であること	
（2）契約書を作成すること	
（3）選挙管理委員会に届け出ること	
（4）契約する業者等に制限があること	
（5）届出書等の様式が定まっていること	
2 支払方法等	3
（1）供託物が没収となったときは対象から除かれること	
（2）業者等に直接支払われること	
（3）公費負担は一定の限度額以内であること	
【個別の手続等】	
第1 選挙運動用自動車の使用の公営	
1 選挙運動用自動車の一般運送契約	4
2 選挙運動用自動車の借入れ契約	5
3 選挙運動用自動車に使用する燃料供給契約	6
4 選挙運動用自動車の運転手雇用契約	7
5 その他の注意事項	8
第2 選挙運動用ビラの作成の公営	8
第3 選挙運動用ポスターの作成の公営	9
別表 選挙公営の届出から支払いまでのイメージ図	10
選挙公営（公費負担）Q&A	11
選挙公営関係書類一覧（記載例）	16
○凡例	
「法」・・・公職選挙法	
「条例」・・・美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例（令和2年美里町条例第2号）	
「規程」・・・美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する規程（令和2年美里町選挙管理委員会告示第4号）	

【選挙費用公費負担制度の概要】

1 制度の概要

この制度は、町長及び議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、法及び条例で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

これらのほか、選挙運動用の通常葉書が指定郵便局から交付されます。

3 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

町長選挙 供託物没収点	有効投票総数×1/10
議会議員選挙 供託物没収点	有効投票総数÷議員定数（13人）×1/10

4 公費負担の限度額

内容		上限額
選挙運動 用自動車 の使用	ハイヤー方式	1日 64,500円×5日＝322,500円
	自動車の借入れ	1日 16,100円×5日＝80,500円
	燃料代	1日 7,700円×5日＝38,500円
	運転手の雇用	1日 12,500円×5日＝62,500円
選挙運動用ビラ作成		町長選挙 単価 8.38円×上限 5,000枚＝41,900円 議員選挙 単価 8.38円×上限 1,600枚＝13,408円
選挙運動用ポスター作成		単価 (586.88円×122(掲示場)+158,125円)÷122≒1,883円 上限額 1,883円×掲示場相当 122枚＝229,726円

【共通する手続等】

1 届出等

公費負担の適用を受けようとする候補者は、その旨を美里町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に必ず届け出ることが必要です。

なお、手続をする際は、次の点に留意してください。

（１）有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限られ、無償契約の場合は対象となりません。

（２）契約書を作成すること

（１）の契約をしたときは、当該契約に関する書類（以下「契約書等」という。）を作成してください。契約書等は、次の（３）で述べるとおり、公費負担に関する届出のときに添付書類としてその写しが必要になります。

※ 添付する契約書等の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込等の意思と当該契約の相手方である業者等（以下「業者等」という。）の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間（借入期間、雇用期間等）、契約数（燃料供給量、印刷枚数等）並びに契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。

契約書等に様式の定めはありませんが、作成の例として参考様式 1～5 をお示しします。

（３）選挙管理委員会に届け出ること

業者等と有償契約を締結したときは、正にその旨を定められた様式（後述する様式）により文書で選挙管理委員会に提出してください。

この場合、（２）で述べた契約書等の写し及び後述する確認申請書（ビラ、ポスターが納品されている場合に限る。）を添付してください。

なお、同種の公費負担に係る契約であっても複数の業者等と契約した場合は、業者等ごとに届出をすることとなっています。

※ 届け出る時期は、立候補届出前に契約したときは立候補届出後直ちに、立候補届出後に契約したときは契約締結後直ちにしてください。

（４）契約する業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、後述する「個別の手続等」を参照の上、業者等の選定をしてください。

(5) 届出書等の様式が定まっていること

候補者が選挙管理委員会及び業者等に提出する各種書類並びに業者等が町に提出する支払の請求書等は、すべて様式が定められております。

後述する「個別の手続等」の説明に従って、選挙管理委員会が作成した様式を使用してください。

2 支払方法等

(1) 供託物が没収となったときは対象から除かれること

公費負担の適用を受ける手続等をされていても、選挙の結果、法第93条の規定によって候補者に係る供託物が没収されることとなったときは、公費負担の対象から除かれます。

※ 供託物の没収点

町長選挙・・・有効投票総数×1/10

町議会議員選挙・・・有効投票総数÷町の議員定数（13人）×1/10

(2) 業者等に直接支払われること

町からの支払いは、業者等の請求に基づき直接業者等に対して行います。

また、支払いの時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日（選挙期日の翌日から14日経過した日）以降となりますので、契約のときにこの旨を業者等に説明してください。

なお、公費負担の対象から除かれた場合、その費用は候補者が全額負担することとなりますので、契約の相手方となる業者等にもその旨を事前に確認してください。

(3) 公費負担は一定の限度額以内であること

公費で負担する額は、それぞれについて一定の限度額が定められています。

したがって、契約の合計額が限度額を超えたときは、その超えた額については候補者の負担となります。

なお、それぞれの限度額は後述する「個別の手続等」の項目で説明します。

【個別の手続等】

第1 選挙運動用自動車の使用の公費（法第141条第8項、条例第2条～第5条）

法第141条に規定する選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の適用は、契約の種類によって次のとおり区分して定められています。

1 選挙運動用自動車の一般運送契約

一般運送契約とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として国土交通大臣から免許を受けている業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）と契約する場合で、選挙運動用自動車及びこれに供給する燃料並びに運転手を一括して契約する方法です。

一般的には、タクシー又はハイヤー等の借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は、次のとおり定められています。

（1）業者等の制限

契約する業者等は、一般乗用旅客自動車運送業者に限られます。

（2）車両に係る公費負担の対象範囲

自動車に看板、スピーカー等を取り付けるための費用及び当該付帯設備に係る賃借料は、公費負担の対象とはなりません。また、自動車に看板、スピーカー等が取り付けられているいわゆる選挙カーパック料金による選挙運動用自動車の借入れをする場合については、車両本体の基本料金（保険料を含む。）と付帯設備の額を明示した契約を締結することにより、車両本体の基本料金分を公費負担の対象とすることができます。

（3）届出等の手続

ア この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式第1号）及び契約書等（参考様式1）の写しが必要です。

公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。したがって同一の日において2台以上の自動車を使用したときは、候補者はいずれか1台を指定してください。

イ 選挙管理委員会にアの届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式第10号（その1））を契約した業者等に提出してください。

（4）公費負担限度額及び支払請求

ア この契約による場合の公費負担額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額（その金額が64,500円を超える場合には64,500円が当該日の限度額）の合計額です。

選挙運動の期間は、立候補の受付終了時から投票日の前日までとされているため、町長選挙及び町議会議員選挙の場合の選挙運動用自動車の使用もこの期間に限られます。したがっ

て、この場合の公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1 日 64,500 円×5 日＝322,500 円

イ 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が町に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（様式第 13 号）及び「請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）」（別紙）その 1）に、前述（3）イにより候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式第 10 号（その 1））を添付の上、請求してください。

2 選挙運動用自動車の借入れ契約

前記 1 と異なり、選挙運動用自動車のみ借り入れる契約をした場合にその借用料を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

（1）業者等の制限

この契約の場合の相手方は、当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。したがって、自家用自動車を国土交通大臣の許可を受けて貸しているいわゆるレンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその自動車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約業を業としない知人等と契約した場合においては、その知人等が当該候補者と生計を一にする親族（配偶者、6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族）であるときは、公費負担の適用の対象とされません。

（2）車両に係る公費負担の対象範囲

一般運送契約の場合と同様です。看板、スピーカー等に係る費用は、公費負担の対象とはなりません。

（3）届出等の手続

ア この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式第 1 号）及び契約書等（参考様式 2）の写しが必要です。

イ 公費負担の対象となる台数は、1 日につき 1 台です。したがって同一の日において 2 台以上の自動車を使用したときは、候補者はいずれか 1 台を指定してください。

ウ 選挙管理委員会にアの届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式第 10 号（その 1））を契約した業者等に提出してください。

（4）公費負担限度額及び支払請求

ア この契約による場合の公費負担額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額（その金額が 16,100 円を超える場合には 16,100 円が当該日の限度額）の合計額です。

1 日 16,100 円×5 日＝80,500 円

イ 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が町に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（様式第 13 号）及び「請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）（1）自動車の借入れ」（別紙）その 2）に、前述（3）ウにより候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式第 10 号（その 1））を添付の上、請求してください。

3 選挙運動用自動車に使用する燃料供給契約

選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をしたときにその燃料代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

（1）業者等の制限

契約する業者等は、燃料供給業者に限られます。

（2）届出等の手続

ア この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式第 1 号）及び契約書等（参考様式 3）の写しが必要です。

「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式第 1 号）には、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載し、燃料代の単価契約を締結した場合は、備考に契約単価を記載してください。

なお、前記【共通する手続等】1 届出等（3）でも説明しましたが、例えば複数の燃料供給業者等と供給契約をした場合は、燃料供給事業者ごとに手続をすることとなります。

イ 選挙管理委員会にアの届出をした後、その業者等から燃料の供給を受けた場合は、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」（様式第 4 号）を選挙管理委員会に提出し、「選挙運動用自動車燃料代確認書」（様式第 7 号）の交付を受けてください。

「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」（様式第 4 号）には、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号（軽自動車については車両番号）の記載をしてください。

ウ 選挙管理委員会から前記「選挙運動用自動車燃料代確認書」（様式第 7 号）の交付を受けたときは、契約した業者等にこの確認書と「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」（様式第 10 号（その 2））と給油伝票の写しを併せて提出してください。

（3）公費負担限度額及び支払請求

ア この契約による場合の公費負担額は、7,700 円に、当該候補者の立候補届出の日から選挙期日の前日（当該選挙が投票を行わないこととなった場合には、その事由が生じた日）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、前述（2）イにより選挙管理委員会が確認した金額です。

1 日 7,700 円×5 日＝38,500 円

イ 業者等が町に支払請求をするときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（様式第 13 号）及び「請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）（2）燃料代」（別紙）その 3）に、前述（2）ウにより候補者から提出を受けた「選

挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第 7 号) 及び「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式第 10 号(その 2)) と候補者から受領した給油伝票の写しを添付の上、請求してください。

「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第 13 号) に係る「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(2) 燃料代」((別紙) その 3) には、燃料の供給を受ける選挙運動用の自動車登録番号又は車両番号の記載をしてください。

4 選挙運動用自動車の運転手雇用契約

選挙運動用自動車の運転のための運転手雇用契約をしたときにその雇用代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

選挙運動用自動車の借入れ契約と同様です。

当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。

候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の適用の対象とされません。

(2) 届出等の手続

ア この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第 1 号) 及び契約書等(参考様式 4) の写しが必要です。

イ 公費負担の対象となる人数は、1 日につき 1 人です。したがって 2 人以上の運転手と雇用契約をし、同日において複数の運転手が運転業務に従事したときは、候補者はいずれか 1 人を指定してください。

ウ 選挙管理委員会にアの届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式第 10 号(その 3)) を契約した業者等に提出してください。

(3) 公費負担限度額及び支払請求

ア この契約による場合の公費負担額は、選挙運動用自動車の運転手として運転業務に従事した各日についてその勤務に対して支払うべき報酬の額(1 日につき 1 人とし、その報酬の額が 12,500 円を超える場合には 12,500 円が当該日の限度額)の合計額です。

1 日 12,500 円×5 日=62,500 円

イ 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が町に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第 13 号) 及び「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(3) 運転手」((別紙) その 4) に、前述(2) ウにより候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式第 10 号(その 3)) を添付の上、請求してください。

5 その他の注意事項

(1) 選挙が無投票となった場合

立候補の届出があった日から投票を行わないこととなった事由が生じた日までの日数に係る金額の範囲内で、公費負担の対象とします。

(2) 一般運送契約とともにそれ以外の種類の契約（借入れ、燃料、運転手）をした場合

同一の日に一般運送契約を締結するとともに、それ以外の自動車の借入れ、燃料の供給又は運転手の雇用の契約を締結した場合（例えばハイヤーとレンタカーを同一の日に使用する場合）には、候補者が指定するいずれか一の契約を公費負担の対象とします。

自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用の契約については、組み合わせて公費負担の対象とすることができますが、これらすべてを同一の業者と一括で契約する場合は、ハイヤー契約となり、契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者に限られます。

第2 選挙運動用ビラの作成の公営（法第142条第11項、条例第6条～第8条）

法第142条の規定により候補者が選挙運動のために頒布できるビラの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。

1 業者等の制限

契約する業者等は、ビラの作成を業とする業者（印刷業者等）に限られます。

2 届出等の手続

- (1) この契約を締結した候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用ビラ作成契約届出書」（様式第2号）及び契約書等（参考様式5）の写しが必要です。
- (2) 選挙管理委員会に（1）の届出をした後、その業者から作成したビラの納品を受けた場合は、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」（様式第5号）を選挙管理委員会に提出し、作成したビラの枚数が法定の枚数（町長選挙：5,000枚、議会議員選挙：1,600枚）の範囲内であることについて、「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」（様式第8号）の交付を受けてください。
- (3) 選挙管理委員会から前記「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」（様式第8号）の交付を受けたときは、契約した業者等にこの確認書及び「選挙運動用ビラ作成証明書」（様式第11号）を作成し、併せて提出してください。

3 公費負担限度額及び支払請求

- (1) ビラ作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額です。なお、作成単価が8円38銭を超える場合は、8円38銭を単価とします。

限度額 町長選挙 8円38銭×5,000枚=41,900円

議会議員選挙 8円38銭×1,600枚=13,408円

※ 「ビラの作成枚数」とは、候補者に係るビラの作成総確認枚数ではなく、個々の契約

- ごとに前記 2（2）によって選挙管理委員会から確認を受けたそれぞれの枚数であり、したがって、作成単価は当該契約ごとに個々の確認枚数を根拠として算出されます。
- （2）業者等が町に支払い請求をするときは、「請求書（選挙運動用ビラの作成）」（様式第 14 号）に前記 2（3）により候補者から交付された「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」（様式第 8 号）及び「選挙運動用ビラ作成証明書」（様式第 11 号）を添付の上、請求してください。

第 3 選挙運動用ポスターの作成の公営（法第 143 条第 15 項、条例第 9 条～第 11 条）

法第 143 条の規定による選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。

1 業者等の制限

契約をする業者等は、ポスターの作成を業とする業者（印刷業者等）に限られます。

2 届出等の手続

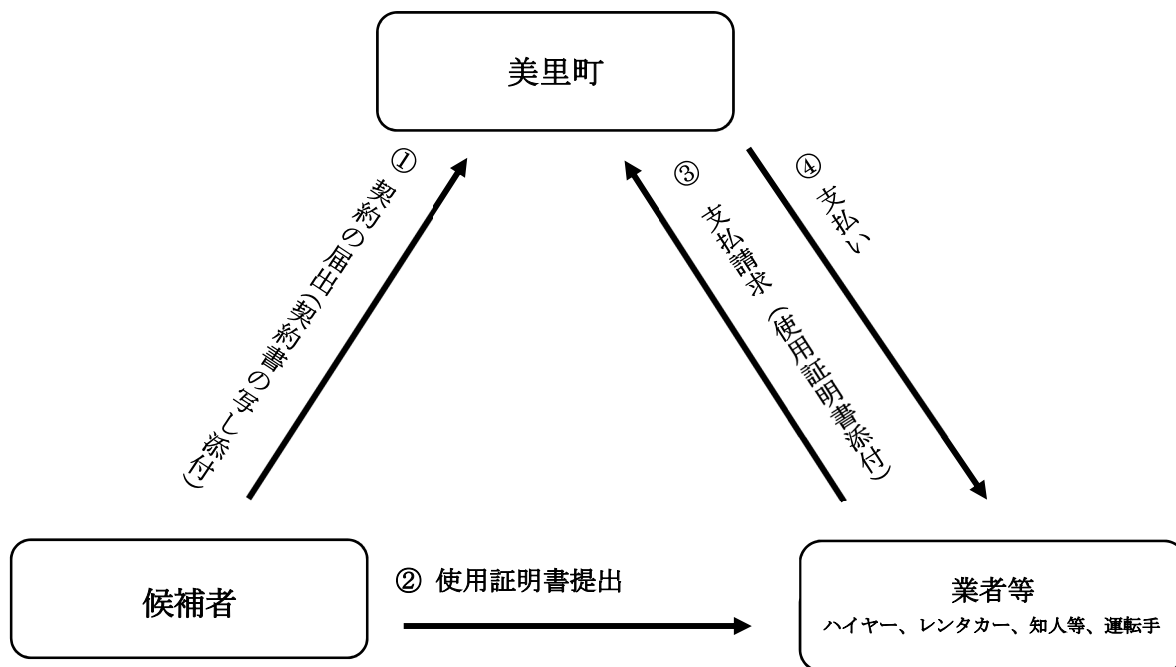
- （1）この契約を締結した候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用ポスター作成契約届出書」（様式第 3 号）及び契約書等（参考様式 6）の写しが必要です。
- （2）選挙管理委員会に（1）の届出をした後、その業者から作成したポスターの納品を受けた場合は、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」（様式第 6 号）を選挙管理委員会に提出し、作成した枚数が公費負担の限度枚数（ポスター掲示場数である 123）の範囲内であることについて、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」（様式第 9 号）の交付を受けてください。
- （3）選挙管理委員会から前記「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」（様式第 9 号）の交付を受けたときは、契約した業者にこの確認書及び「選挙運動用ポスター作成証明書」（様式第 12 号）を併せて提出してください。

3 公費負担限度額及び支払請求

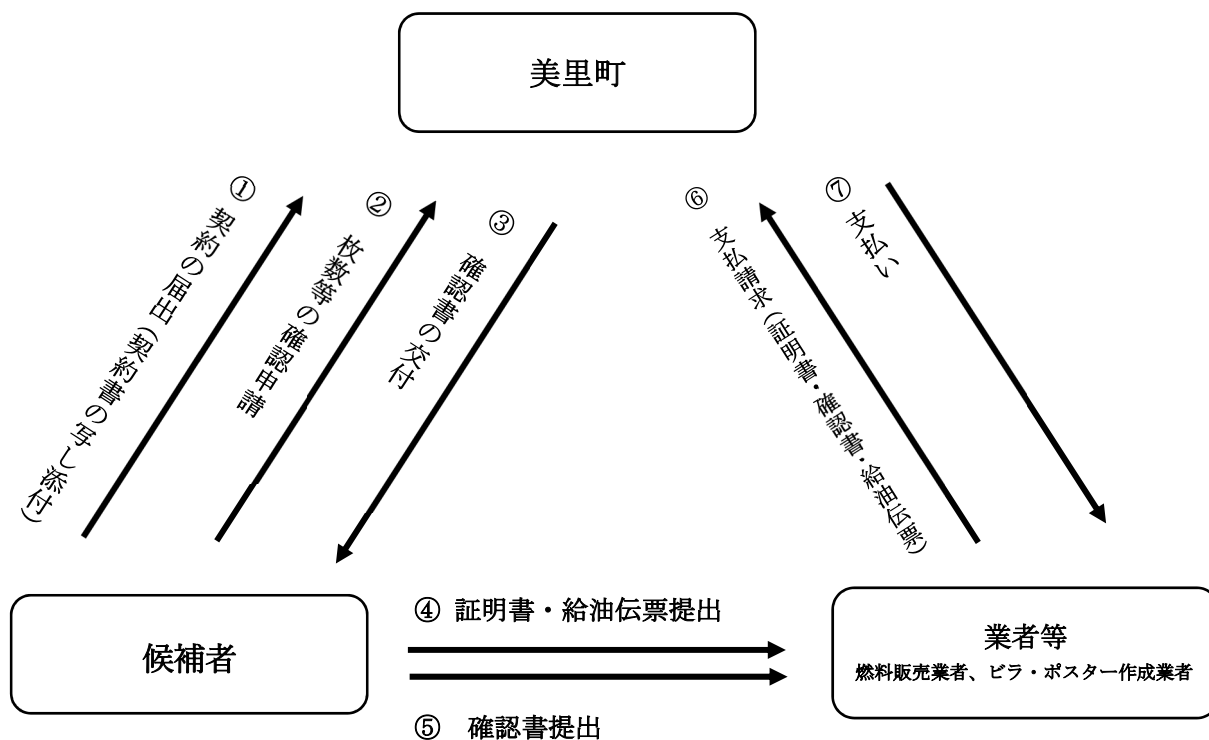
- （1）ポスター作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額です。
- ア 限度額＝1 枚当たりの作成単価×122（掲示場数）
- イ 1 枚当たりの作成単価＝（586 円 88 銭×122（掲示場数）＋158,125 円）÷122≒1,883 円
- ※1 円未満の端数を切上げ
- （2）業者が町に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用ポスターの作成）」（様式第 15 号）に、前記 2（3）により候補者から提出を受けた「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」（様式第 9 号）及び「選挙運動用ポスター作成証明書」（様式第 12 号）を添付の上、請求してください。

別表 選挙公営の届出から支払いまでのイメージ図

選挙運動用自動車（燃料代を除く）の使用



選挙運動用自動車（燃料代のみ）、ビラ及びポスターの作成



選挙公営（公費負担）Q & A

【共通事項】

Q 1 契約の締結に当たり、条例で定める上限金額で契約しようと思いますが、問題がありますか？

A 1 条例の規定は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるよう適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 2 契約の締結を証する書面の作成が必要です。必ずしも契約書という名称を有する書類に限られませんが、有償契約である以上、契約当事者、契約内容等が明らかにされている書面である必要があります。

Q 3 立候補届出に際して、選挙管理委員会に（届出後直ちに）提出すべき書類はどのようなものですか？

A 3 立候補届出前に契約したときは立候補届出後、直ちに契約届出書及び契約書等の写しを提出してください。事前に契約をしている場合、個別の手続で立候補届出後、直ちに提出いただく書類は次のとおりです。

- ・自動車の借入れ、燃料代、運転手

- 契約届出書、契約書等の写し

- ※ 燃料代の確認申請書は、選挙運動期間中のすべての給油量、金額が確定してから提出いただいて構いません。

- ・ビラ、ポスター

- 契約届出書、契約書等の写し、確認申請書（すでに納品されている場合）

なお、これらの書類については、可能な限りあらかじめ原案を作成いただき、立候補届出書類等事前審査の際に提示いただくようお願いします。

Q 4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、すぐに行うべきですか？

A 4 それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも契約履行の事実に基づき作成するものなので、契約履行後速やかに作成し、契約業者に交付することになります。

Q 5 公費負担された経費は、収支報告書にはどのように記載すべきですか？

A 5 公費負担に係る収支報告書への記載は、次のようになります。

- ・選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手に係る経費

→記載不要。公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入されません。公費負担額を収入へ記載する必要ありません。

なお、選挙運動用自動車の無償貸与、運転業務の無償提供を受けた場合は、「収入の部」に記載する必要があります。

- ・公費負担の対象にならない車両の看板、スピーカー等の設備に係る経費

→記載必要。選挙運動費用に算入されます。

- ・ポスター、ビラの印刷費

→記載必要。公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入されます。「支出の部」に記載し、「備考」及び「支出のうち公費負担相当額」に公費負担相当額を記載してください。公費負担額は収入へ記載する必要はありません。

- ・選挙運動用ハガキの郵送料

→記載不要。選挙運動費用に算入されません。

【自動車の借入れ】

Q 1 公費負担の対象となる自動車となるのはどんな自動車ですか？

A 1 選挙運動用の自動車で、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者 1 人につき 1 台です。その他の自動車（選挙事務所業務用など）は対象になりません。

Q 2 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 2 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の基本料金以外の看板、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板）が含まれている場合は、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した契約を締結する必要があります。

Q 3 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金は公費負担されますか？

A 3 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。選挙運動期間の前後の借入代金分は公費負担の対象外です。

なお、無投票の場合は、立候補届出日の 1 日分が公費負担の対象となります。

Q 4 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらいいですか？

A 4 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入れ期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

なお、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動用期間の前後の期間の借入れ代金は公費負担の対象外です。

Q 5 選挙運動用自動車をレンタカー業者以外の者（知人等）から借りることはできますか？

Q 5 契約の相手方に制限はありません。レンタカー業を業としない知人等から借り入れた場合も公費負担の対象になります。ただし、生計を一にする親族から借り入れる場合は対象になりません（その親族がレンタカー事業者の場合を除く。）。

「親族」とは、配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族のことをいいます。

Q 6 自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用に係る公費負担は、重ねて利用することができますか？

Q 6 それぞれ別の公費負担として、組み合わせて公費負担の対象とすることができます。ただし、これらすべてを同一の業者と一括で契約する場合は、一般運送契約となるため、契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者に限られます。

【燃料の供給】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて公費負担の対象となりますか？

A 1 選挙期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、実際にかかった燃料代と上限額（7,700円×5日=38,500円）を比較して、いずれか低い金額となります。

選挙期間中の給油が対象となるため、告示日前に準備のためにした給油及び選挙運動期間後に期間中の使用分の補填のためにした給油は対象となりません。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料代は公費負担の対象になりますか？

A 2 対象になりません。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担の対象になりますか？

A 3 対象になります。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提であり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）及び選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第10号（その2））は、その都度提出する必要がありますか？

A 4 確認申請書（選挙管理委員会あて）及び証明書（業者あて）は、業者ごとにまとめて提出して構いません。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、給油した際は、給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票は燃料業者の任意の様式で構いませんが、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額の記載が必要です。

【運転手の雇用】

Q 1 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合又は選挙運動期間以外の期間も含めて雇用契約をする場合、公費負担の対象となりますか？

A 1 選挙運動期間中に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。選挙運動自動車以外の運転、選挙期間以外の運転は対象になりません。

Q 2 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか？

A 2 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一の日に運転業務が重ならない場合は、それぞれが公費負担の対象となります。同一の日に複数の運転手が交代で運転業務を行った場合は候補者が指定するいずれか1人の運転手のみが公費負担の対象となります。

【選挙運動用ポスターの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 1 町が設置するポスター掲示場に掲示するポスターが公費負担の対象となります。

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象になりますか？

A 2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限があります。）。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

A 3 ポスターの作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、上限数（122枚）が定められています。

【選挙運動用ビラの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか？

A 1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 選挙運動用ビラには規格や制約などがありますか？

A 2

枚数 町長選挙 5,000枚 議員選挙 1,600枚

種類 2種類以内

規格 長さ 29.7cm×幅 21cm（A4版）両面印刷可能

記載内容 頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載すること。

証紙の貼付 町選挙管理委員会が交付する証紙を貼ること。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布